資料３

コンセッション等に関するワーキンググループ
会議資料

令和4年2月21日（月）

農林水産省

樹木採取権制度の概要

○ 効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るためには、安定的な事業量の確保が必要であり、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的に事業者が樹木を採取できるよう措置することが有効。

○ そのため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、現行の入札に加え、一定の区域（樹木採取区）において、一定期間・安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度を創設。（令和２年４月施行）

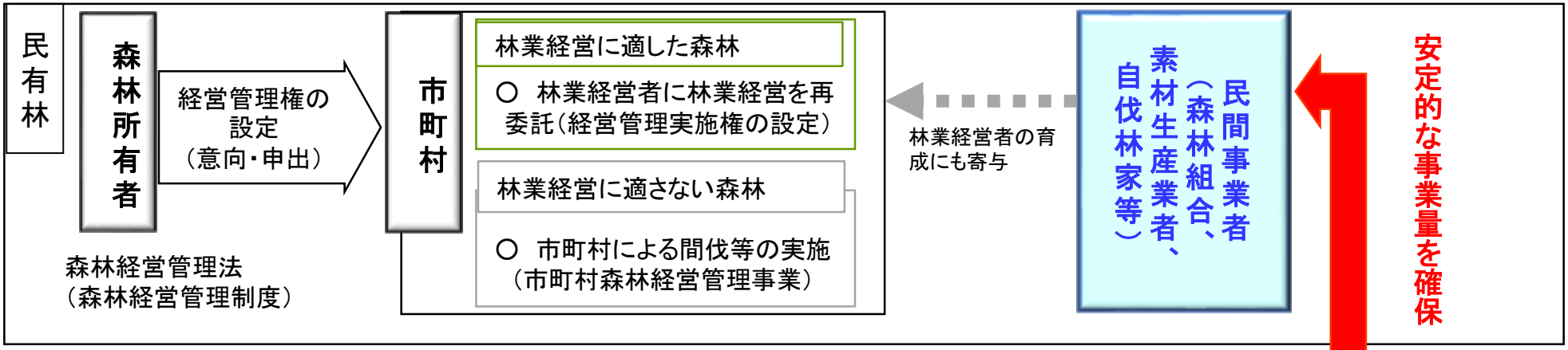

国有林

① 従前の仕組み（引き続き実施）

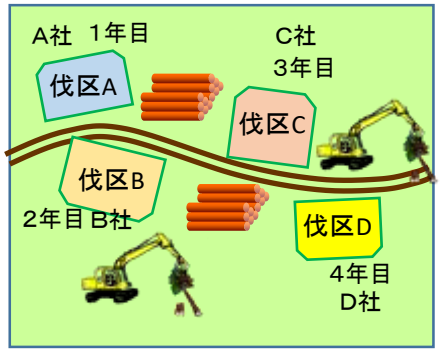

・毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により立木を購入して伐採する事業者を決定

※立木を購入している林業経営体の平均年間立木購入面積（2015年農林業センサス）は約20ha（年間6千m³程度の素材生産量に相当）

＋

① を基本とし、②を追加

② 樹木採取権の仕組み（今後の供給量の増加分の一部で実施）

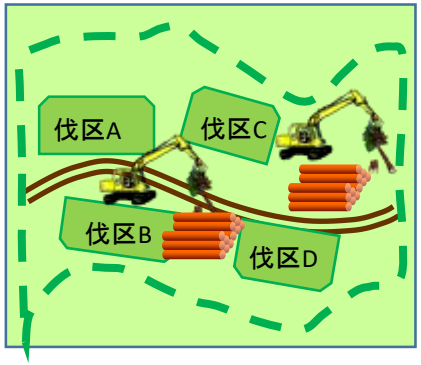

・国有林の一定の区域（樹木採取区）において立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権（地域の民間事業者が対応可能な200～300ha（皆伐相当）・年間数千m³程度の素材生産量を想定し、権利の期間は10年を基本に運用）を設定

※現行の国有林の伐採のルールを厳守

※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

樹木採取権制度の取組状況

○ 基本となる規模のパイロット的な10地区の指定を終えて、権利の設定の手続き中。（本年2月、1地区 樹木採取権者を決定済）

○ また、大規模なものも含め、樹木採取権を設定する際の規模・期間を検討するため、追加のマーケットサウンディングを実施中。

■樹木採取権制度の施行

令和２年４月	・「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」の施行
	・樹木採取権制度ガイドライン等の公表

■取組状況（今後の予定）

【基本となる規模のパイロット的な指定】

令和３年９月 ・10月	・基本となる規模（区域面積200～300ha程度（皆伐相当）、権利期間10年程度）の樹木採取区をパイロット的に全国10カ所で指定
令和３年９月～	・公募等を経て、樹木採取権者を決定し、権利を設定（申請のあった箇所から、令和４年２月以降、順次権利を設定）<申請状況：別紙>
権利設定後	・権利設定のプロセスの検証（申請のなかった樹木採取区について、申請を見合わせた理由など）
	・事業の実施状況の検証

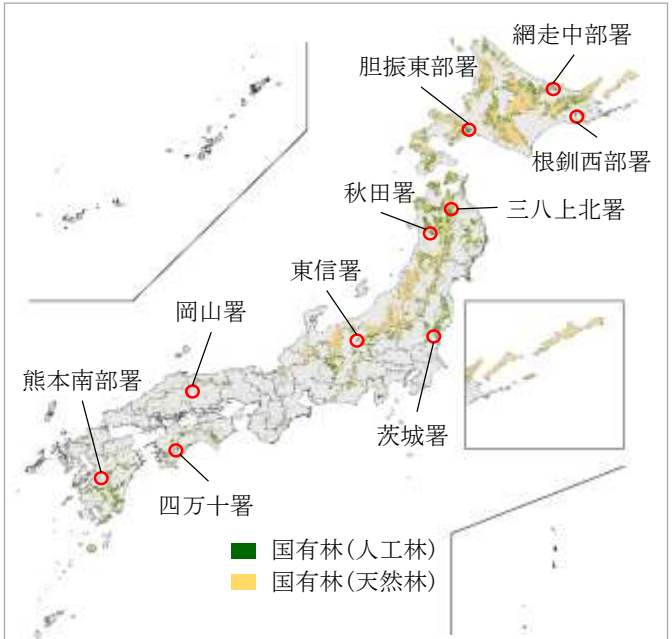

【全国のパイロット指定箇所】<10か所>

【新規需要開拓に取り組む民間事業者の動向等の把握】

令和３年３月～ ６月	・地域の取組として、大規模なものも含め、新規需要開拓に取り組む民間事業者の動向等を把握 （マーケットサウンディングによる提案募集：３件の提出）
令和３年10月	・マーケットサウンディングの結果を公表 <提出のあった３件の概要> 構想が具体化していない。低質材の需要先行で、同時に搬出される一般材の新規需要が見込まれていない。原木消費量ニーズが基本形を超えていない。
令和３年11月	・追加のマーケットサウンディングを開始（募集は令和４年３月まで）
令和４年度以降	・上記の民間事業者の動向等を踏まえた樹木採取区の指定等を検討

樹木採取区のパイロット的な指定箇所の申請状況等（令和４年２月18日現在）

※申請のなかった箇所については再公募を予定。

森林管理局	森林管理署	樹木採取区の所在	主要樹種	採取方法	区域面積（注）	権利の存続期間	樹木採取権者の公募	申請状況等
北海道	胆振東部	北海道　むかわ町内	トドマツ	複層伐 間伐	671ha 〔217ha程度〕	９年	9/24～12/10 （78日）	申請なし
	網走中部	北海道　北見市、置戸町、佐呂間町にまたがる区域	トドマツ	複層伐 間伐	671ha 〔200ha程度〕	９年	9/24～12/10 （78日）	申請なし
	根釧西部	北海道　釧路町、厚岸町、標茶町、鶴居村にまたがる区域	トドマツ	複層伐 間伐	827ha 〔250ha程度〕	10年	10/29～1/21 （85日）	申請なし
東北	秋田	秋田県　大仙市内	スギ	皆伐	191ha	８年	9/17～12/3 （78日）	樹木採取権者決定
	三八上北	青森県　田子町内	スギ、カラマツ	皆伐	290ha	８年	10/7～1/21 （107日）	申請あり・審査中
関東	茨城	茨城県　常陸太田市内	スギ、ヒノキ	皆伐	261ha	10年	10/28～1/13 （78日）	申請あり・審査中
中部	東信	長野県　上田市内	カラマツ	皆伐 複層伐	274ha 〔217ha程度〕	10年	9/27～12/10 （75日）	申請なし
近畿中国	岡山	岡山県　新見市内	スギ、ヒノキ	皆伐	251ha	９年	10/22～1/13 （84日）	申請あり・審査中
四国	四万十	高知県　中土佐町、四万十町にまたがる区域	スギ、ヒノキ	皆伐	291ha	10年	9/30～12/20 （82日）	申請あり・審査中
九州	熊本南部	熊本県　人吉市、水俣市、芦北町、五木村にまたがる区域	スギ、ヒノキ	皆伐	190ha	10年	10/25～12/27 （64日）	申請あり・審査中

（注）〔　〕内は、間伐又は複層伐の場合に、伐採率により、皆伐相当に換算した面積。

追加のマーケットサウンディングの概要

○ 顕在化している輸入木材の減少による木材不足・木材価格高騰等のリスクへの対応も見据え、民間事業者による新たな木材需要創出のアイディアや構想、取組の内容の情報提供を改めて募集。

調査期間
令和3年11月19日～令和4年3月18日

調査内容
基本となる規模（区域面積200～300ha程度（皆伐相当）、権利期間10年程度）を超える大規模な樹木採取権に対するニーズの把握、設定する際の規模・期間等の検討するため、以下の事項について募集 ・新たな木材需要の内容、規模、道行き、実現可能性（最終消費者までの具体的なサプライチェーン） ・樹木採取権及び民有林からの素材調達希望・予定量 ・地域　（当該需要が発生する地域及びその集荷圏、地域への効果） ・期間　（樹木採取権の権利期間について想定（希望）する年数とその理由） ・事業の実施体制　　等

提出者の要件
川中事業者又は川下事業者 素材（原木）を原材料として使用して製品を製造する者又は当該製品を利用する事業を行う者（意向のある者を含む。）